



禁複写

様式第十三号の二(第十条の十四関係)

許可番号 03950028664

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

氏名 株式会社パブリック

代表取締役 川崎 佳日出

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司



許可の年月日 令和7年5月30日

許可の有効年月日 令和14年5月29日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は第2面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は第2面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は第2面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、感染性産業廃棄物、汚泥(第2面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、鉍さい(第2面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃石綿等、ばいじん(第2面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、燃え殻(第2面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)  
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
第3面に記載のとおり

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白

(第2面)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 (有害物質を含むもの)

	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻
水銀又はその化合物		○	○	○	○	○	
カドミウム又はその化合物		○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物		○	○	○	○	○	○
有機燐化合物		○	○	○			
六価クロム化合物		○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物		○	○	○	○	○	○
シアン化合物		○	○	○			
ポリ塩化ビフェニル		—	—	—			
トリクロロエチレン	○	○	○	○			
テトラクロロエチレン	○	○	○	○			
ジクロロメタン	○	○	○	○			
四塩化炭素	○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○			
チウラム		○	○	○			
シマジン		○	○	○			
チオベンカルブ		○	○	○			
ベンゼン	○	○	○	○			
セレン又はその化合物		○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	—	—	—	—		—	
ダイオキシン類		—	—	—		—	—

※ 「○」を付したものが取り扱うことができるものを、「—」を付したものが取り扱うことができないものを指す。

高知

(第3面)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年5月30日	新規許可
平成11年10月12日	変更許可 (有害物質を含むことにより有害な廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、鉍さい、ばいじん及び燃え殻を一部追加)
平成12年5月30日	更新許可
平成17年5月30日	更新許可
平成21年3月24日	変更許可 (廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の追加)
平成22年5月30日	更新許可
平成27年5月30日	更新許可
令和2年7月15日	更新許可
令和7年2月25日	変更届出 (廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の削除)
令和7年5月30日	更新許可 (優良認定)
令和8年2月6日	変更届出 (代表者の変更)
以下余白	

